

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度教育委員会事務局保管高濃度PCB廃棄物（蛍光灯安定器）処分業務委託

2 契約の相手方

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

3 随意契約理由

大阪市では、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」に基づき、「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を行うため、学校に保管された高濃度PCB廃棄物については、処理期限の令和2年3月31日（その後計画が変更し、近畿エリアは、令和4年3月31日までとなる）までに処分が完了出来るよう、平成28年度に全校調査を実施のうえ、平成29年度から令和元年度の3年間で、高濃度PCB廃棄物について一斉処分を実施した。

そのため、令和元年度までに学校にある全ての高濃度PCB廃棄物の処分が完了したと考えていたが、令和3年度末に茨田北小学校において、低濃度PCBの保管容器の中から、高濃度PCB廃棄物が発見されたため、令和4年度に処分を行い、同様の事案がないか全学校を対象に、電気室・ポンプ室・消化ポンプ室・倉庫等に未使用の電気機器等（変圧器やコンデンサや蛍光灯）が保管されていないか、また、屋内に保管容器が置かれていないか一斉調査を実施した。

その結果、令和5年2月に東田辺小学校の電気室、令和5年3月に都島中学校の電気室から、低濃度PCBの保管容器に入った状態で高濃度PCB廃棄物が発見されたため、環境局に報告を行い、高濃度PCB廃棄物処理場である中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所へ令和5年8月までに高濃度PCB廃棄物を持ち込むよう指示を受けたところである。

なお、令和4年5月31日に国の策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の変更（閣議決定）が行われ、高濃度PCB廃棄物については、事業終了準備期間（令和6年3月31日まで）も活用し処理を行うこととしており、本市保管の高濃度PCB廃棄物（蛍光灯安定器）を処理できる施設は、北九州PCB処理事業所が唯一の処理施設であることから、同事業場を保有している中間貯蔵・環境安全事業株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会事務局総務部施設整備課 計画・整備グループ
(TEL 06-6208-9094)

随意契約理由書

1 案件名称 不動産登記測量業務委託（もと日本橋小学校）

2 契約相手方 公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する学校及びもと学校施設用地（以下「学校用地等」という。）において、用地境界確定及び登記図面作成等について、業務を発注するものである。

学校用地等の嘱託登記業務は、学校用地等が広範囲に及ぶことから関係する地権者が多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成、登記申請等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから公平な判断が必要となる。

また、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和 60 年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、入会している土地家屋調査士は 177 名、法人は 8 法人（令和 5 年 4 月現在）におよび、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課管財グループ

（電話番号 06-6208-9084）

(参考)「土地家屋調査士法」(昭和二十五年法律第二百二十八号)

第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(設立及び組織)

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

(以下略)

(業務)

第六十四条 協会は、第六十三条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務(同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

(土地家屋調査士の報酬について)

- かつて「統一報酬額表」があったが、平成 13 年に公正取引委員会からの独占禁止法上の指摘により撤廃された。現在、報酬額の算定は各事務所の資格者個人の責任において各自報酬額を事務所に掲示することとなっている。(報酬の自由化)
- 一方、土地家屋調査士会は、土地家屋調査士法に基づき、調査士会会則に「調査士の報酬額の基準に関する規程」を定めている。
- 公嘱協会が各官公署と契約する際の報酬額は、調査士会が示す報酬基準の約 80%で、中央用地対策連絡協議会が定めた報酬額と同一の額である。

(教育委員会における契約について)

- 同協会の見積に基づき、調査、立会、測量その他の項目について「一式」の積算で契約している。(別途、各項目の単価表あり。)
- 業務完了後、それぞれの履行実績に基づき総額を確定させ、契約変更を行っている。

随意契約理由書

1 案件名称

「たそがれコンサート 2023」 舞台音響・照明業務委託

2 契約の相手方

オフィス TOJIMA

3 随意契約理由

本業務は、大阪城音楽堂において実施される「たそがれコンサート 2023」の舞台において、音響装置を設置・操作するとともに、照明操作を行うものである。舞台音響・照明操作等を行う事業者が、大阪城音楽堂の指定管理者により指定されているため、上記事業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3347）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市立学校機械警備業務委託（6ブロック）警備機器にかかる
センサー設置変更業務委託（その2）

2 契約の相手方

国際セーフティー株式会社

3 随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（6ブロック）については、委託業者国際セーフティー株式会社と令和4年9月1日から令和9年8月31日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能であるため、当該業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課

（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

校園ネットワークシステム等ハウジングサービス業務委託 長期継続

2 契約の相手方

NECネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

校園ネットワークシステム等ハウジングサービス業務委託は平成30年から調達し、そのハウジングサービスの中で校園ネットワークシステムを基盤とし業務システムや勤務情報システム、健康管理システム等複数のシステムの運用や機種更新を行ってきた。

本来であれば機種更新に合わせて当該サーバ機器等を設置するデータセンター及びハウジングサービス業務委託の調達を行うところであったが、当初導入機器のハウジングサービス業務を委託していた江坂データセンター（以下「江坂DC」という。）には、教職員情報システムの他に、業務システムから認証連携を担う統合認証システムや、校園ネットワーク業務システム、教職員勤務情報システム、健康管理システム、校務支援システムといった校務系システムばかりでなく、学習系である教育ICT基盤も設置されており、同一場所に関連するサーバ群が集約されていた。

これらのサーバ群と同一施設内で運用することにより、データセンター間のネットワーク回線等の準備、データ連携にかかる各種設定の変更を要することなく情報が即時に連携することを可能にし、障害による切断等のリスクを回避したネットワーク通信の確保により日々のシステム間のデータ連携がスムーズに行われることで効率的な運用が確立されていた。

この間、令和2年12月25日に国により策定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」に基づき、本市教育系システムにおいても情報システムの標準化、クラウドサービスの活用を前提としたシステム全体の最適化を検討していく方向性が示されたことを受け、校務系のうち教職員の事務に関するシステム群については、令和7年度(2024年)から令和8年度(2025年度)の期間にクラウドサービス化に向けた再構築を行う予定とし、以降は現在江坂DCに設置されている業務システム群のサーバ設置場所(ハウジング)を準備する必要はなくなる見込みである。

そうした状況に加え、既に設置済みかつ稼働中のサーバ等機器の移設を行えばデータセンター間のネットワーク回線等の準備、データ連携にかかる各種設定の変更による追加コストの発生、現状安定稼働している各システムの変更作業による障害リスク等、当該システムのみならず連携する他システムに及ぼす影響をも考慮する必要があるが生じる。

以上の理由から、本案件については校園ネットワーク業務システムのリース満了時まで引き続き江坂DCを利用するものとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、令和5年7月1日から令和8年1月31日までNECネットエスアイ株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当(電話番号 06-6115-8059)